

防地環（事）第182号
令和3年7月1日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

演習場周辺の移転補償の実施等により取得した国有財産の取扱いについて（通達）

演習場周辺の移転補償等の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第111号）第1条第2項の規定に基づき取得した国有財産（同訓令第1条第1項の移転補償区域が指定されるまでの間に同条第2項の規定に準ずる措置として取得したもの及び演習場周辺の生活環境の整備を図る目的で所管換等により取得したものを含む。）については、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適切な措置を採られたい。

なお、当該国有財産の管理及び緩衝地帯の整備に係る事務処理手続については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第5条第2項の規定等により買い入れた土地の例によられたい。